

令和6年度 学校教育目標・経営の方針・経営の重点について

1 学校教育目標

人間としての尊厳 と 可能性への信頼 を原点として

- ・児童生徒一人ひとりの発達と障害に応じた教育を行う。
- ・健康で明るい生活をするために、調和のとれた心身の育成に努める。
- ・社会的・職業的に自立できる人間の育成をめざす。

2 経営の方針

- (1) 個別の教育支援計画および個別の指導計画の活用を進めるとともに、本人・保護者等との共通理解や医療・福祉・労働等関係機関との連携を図りながら、児童生徒個々の発達と障害に応じた適切な教育を一層進める。
- (2) 児童生徒が社会生活能力を身につけ、自立に向けた意識を高められるよう、教科の学習や自立活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動、道徳科の小中高一貫した教育課程の編成に努め、キャリア教育を推進する。
- (3) インクルーシブ教育システムの構築に向け、地域との交流や連携に参画し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に育つことのできる教育を推進するとともに、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を担う。
- (4) よりよい学校づくりに主体となって参画する。

3 経営の重点

ア 学校経営

- ・児童生徒や保護者、地域から信頼される安全安心な学校をめざし、教職員の指導力や専門性、組織対応力の向上ならびに社会と連携・協働した教育活動を充実させ、開かれた学校づくりに努める。

イ 教育課程・学習指導

- ・「個別の指導計画」の活用を進めるとともに、児童生徒の的確な実態把握に基づいた目標を設定し、適切な指導・支援、的確な評価を実施する。
- ・児童生徒個々の発達と障害に応じた適切な教育を行うとともに、小中高一貫性のある教育実践を進め、社会的・職業的自立に向けた指導の充実を図る。また、関係機関や一般企業との連携を深め、企業の知見を生かした授業改善に取り組む。
- ・障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために、心身の調和的発達の基盤を培う自立活動の充実を図る。
- ・学習者である児童生徒自身が主体となり、仲間との協力や共に成長すること、自ら課題を設定、解決していくことをめざし、「総合的な学習の時間」「総合的な探究の時間」等の取り組みを推進する。
- ・学校におけるICT活用の意義を理解し、全教育活動の中でICTの効果的な活用を推進する。

ウ 生徒指導

- ・児童生徒の発達と障害に応じたきめ細やかな生徒指導や生活指導、通学指導に努めるとともに、児童生徒会活動の充実を図り、児童生徒の自主的自発的な活動意欲を育てる。
- ・児童生徒の生活状況の多様性や社会環境の変化に即した適切な指導を行う。

エ 進路指導

- ・児童生徒一人ひとりの発達と障害に応じた自立と社会参加をめざすとともに、児童生徒自身や保護者が卒業後の生活への見通しや目標を持ち、児童生徒自らが進路先を選択できるよう、個別の教育支援計画（移行支援計画）をもとにした進路指導を全教育活動の中で進める。
- ・児童生徒の卒業後を見据え、小学部段階からの系統的なキャリア教育の充実を図るとともに、児童生徒の自己選択・自己決定する力の育成や自己肯定感を高められる指導に努める。

オ 保健・安全指導

- ・児童生徒の心身の健全な発達を図るため、保健、給食、食育および安全指導を全教育活動の中で、計画的・継続的に行う。

カ 人権教育

- ・ 児童生徒がお互いを尊重し、お互いを認めあえるよう、人権意識をもった指導に努める。
- ・ 児童生徒の発達や学年に応じた適切な人権教育を進めるとともに、人権についての自己の考え方や行動の振り返りを通して人権意識を高める。

キ 環境教育

- ・ 児童生徒一人ひとりの発達と障害に応じた各教科等の内容の充実を図りながら、地域の自然や地域社会に存在する資源・施設の活用を始めとした自然体験活動に触れることを通じて環境教育を実践する。

ク 事務・管理・施設・設備等教育環境の整備

- ・ 児童生徒一人ひとりの発達と障害に応じた合理的な配慮を行うことに努めるとともに、基礎的な環境整備の充実を図る。

ケ 交流及び共同学習

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、「交流及び共同学習」の活動を通して、共に学び、共に育ちあうことを基本に、互いに一人の人間として認め尊重しあうことの大切さを学ぶことや、豊かな人間性を育むことに努める。
- ・ 副次的な学籍の制度を通して、特別支援学校に在籍する児童生徒も「地域の子どもである」という理念を関係者間で共有できるよう努める。
- ・ 児童生徒の社会性を養い、豊かな人間性を育むことを目的に、場の設定や、指導・支援、説明・依頼を行うなど、児童生徒と地域の相互理解を促す役割を果たすことに努める。

コ 教職員の現職教育

- ・ 学習指導要領に準拠した教科指導や自立活動についての理解を深めるとともに、児童生徒個々の発達や障害に応じた適切な学習指導や支援を行えるよう、授業改善に努める。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けて理解を深めるとともに、児童生徒個々の教育的ニーズに応じた合理的配慮が適切に行えるよう、指導力・専門性の向上を図る。
- ・ 教職員個々が有する専門性や外部専門家を有効に活用し、教職員の専門性の向上を図る。
- ・ 校内研修の充実と、校外の研修会への積極的な参加を推進する。

カ センターの機能の発揮

- ・ 地域の校園に在籍する幼児児童生徒や保護者、校園関係者に対し、特別支援教育にかかる相談や情報提供、障害のある幼児児童生徒への指導や支援、教員支援、関係機関等との連絡・調整、研修協力等を進めるとともに、教育実践の公開に努め、地域の特別支援教育のセンター的機能を担っていく。
- ・ 副次的な学籍の制度を通して、特別支援教育の専門性や指導・支援の方法を発信し、児童同士の相互理解が深められるよう努める。

シ その他学校の取り組み

●学校運営協議会

- ・ 学校運営協議会により、学校運営に係る意見を集約するとともに、学校運営のあり方についての評価・検証を進める。

●情報管理

- ・ 個人情報の保護に配慮し、家庭・施設・病院との緊密な連絡提携システムの構築を図る。
- ・ 児童生徒の大切な情報を預かっているという意識、情報流出や漏洩が招く影響への意識を常に持ちながら、適切な情報管理に努める。

●安全管理

- ・ 児童生徒の安全が第一であることを認識し、定期的な安全点検による校内におけるリスクの把握や、危険個所の整備と周知、ならびに関係機関との連携による予防や対応に努める。
- ・ 危機管理意識の向上と事故報告の徹底に努め、ヒヤリハットの蓄積と活用による事故の未然防止を図る。
- ・ 非常時、緊急時の対応や地域の福祉避難所としての役割等について、様々な場面を想定し、必要に応じてマニュアルを見直すとともに、周知、対応策の改善を図る。